

16. 受検の心得と注意

受検に必要なものをよく確認してください。

事前に交通機関、経路、所要時間等を確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。

試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。

(1) 試験当日の持ち物

《必須なもの》

- ① 受検票
- ② HBで黒の鉛筆またはシャープペンシル
- ③ 消しゴム

《任意なもの》

- ① 腕時計(机の上に置いてよい時計は、時計以外の機能の付いていない腕時計のみ)
※試験会場によっては、室内に時計が設置されていない場合や設置されている時計が不正確な場合等ありますので、腕時計を持参することをお勧めします。
- ② 弁当(日曜日のため、試験会場周辺のレストラン等は休業している場合があります。)
- ③ 眼鏡等
※補聴器や拡大鏡(眼鏡型ルーペは除く)等を使用する場合には、あらかじめ「受検時特別対応申請書」の提出が必要です。(P30『身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について』を参照)

(2) 試験会場における注意

- ① 試験当日は入室時刻までに来場し、受検票の受検番号によって指定された席につき、受検票を机の上に置いてください。(受検票を忘失した方は、必ず受付で手続きをしてください。なお、手続きの際には、写真の貼付してある身分証明書(運転免許証等)を提示してください。)
- ② 試験室内では携帯電話・通信機能付腕時計等の電子機器・通信機器の使用を禁止します。時計代わりとして使用することも禁止です。電源を切っておいてください。
- ③ 試験中、机の上に置いてよいものは、受検票、筆記具、腕時計のみです。これ以外のもの(筆箱、飲み物など)は、机の上に置かないでください。飲食することも禁止です。
- ④ 試験会場内では、係員の指示に従ってください。
- ⑤ 試験開始後1時間以内及び試験終了前10分間は、退室できません。
- ⑥ 喫煙は、指定の場所以外では厳禁です。
- ⑦ 自動車・バイク等での来場はお断りします。(試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。)
駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。
- ⑧ 試験問題・解答の書き写しは禁止します。また、不正行為を発見した場合は、厳正に対処します。
- ⑨ 不正行為を行った者及び係員の指示に従わない者に対しては、受検を中止し退場を命じます。
- ⑩ 問題用紙は、午前・午後の試験終了時までそれぞれ在席した者に限り希望者は持ち帰ることができます。
- ⑪ 温度調整のきく服装でご来場ください。

17. 試験問題等の公表

第一次検定と第二次検定の試験問題および第一次検定の正答肢番号は、試験日の翌日の午前9時から1年間、本財団ホームページで公表します。第二次検定の正答は公表いたしません。(www.fcip-shiken.jp)

18. 試験の合格発表

合格発表日	令和4年1月28日(金)
-------	--------------

合格発表日に、本財団から本人あてに合否の通知を発送します(欠席の場合は通知はありません)。本財団ホームページでは、合格発表日の午前9時から2週間、合格者の受検番号を掲載します。本財団では、全地区の合格者の受検番号を閲覧することもできます。

また、国土交通省各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局では、当該地区で受検した合格者の受検番号を掲示します(合格発表日から2週間)。

- 注1 2月4日(金)を過ぎても合否通知が届かない場合は、速やかに本財団へご連絡ください。
- 注2 第二次検定の正答内容について、一部業者(ゼミ屋等)が模範解答を配布したり、採点結果と称して得点結果を通知しているところがありますが、これらは本財団とは全く関係ありません。
- 注3 試験結果・合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

合格証明書の交付申請手続きについて

合格者の方は、国土交通省へ申請手続きを行うことで、

- ・ 第一次検定合格者 → 2級建築施工管理技士補
- ・ 第二次検定合格者 → 2級建築施工管理技士

の合格証明書が国土交通大臣より交付されます。

申請手続きについては、合格通知書にてご確認ください。

19. 住所・氏名・本籍・受検地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受検地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

注1 氏名変更の場合

変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。

注2 書類送付先住所変更をする場合

書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先に行っている場合で、自宅を転居したとき等は届出不要)

注3 受検地を変更する場合

変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で申請してください。変更を認めた方には「受検地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受検してください。なお、試験日の5日前までに受検地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団(TEL:03-5473-1581)までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますのでご注意ください。受検地の変更には受入定員があります。定員に達した場合は、受検地変更をお受けできませんのでご了承ください。

20. 第二次検定のみへの申込について

次にあげる①～④のいずれかに該当し、P.2～3の受検資格を満たしていると第二次検定のみへの受検申込が可能です。**第二次検定のみ受検申込を行う場合は、この願書では申し込みできません。**

- ① 建築士法による一級建築士試験合格者
 - ② 令和2年度までの2級建築施工管理技術検定「学科試験のみ」受験の合格者で有効期間内の者
 - ③ 令和3年度以降の2級建築施工管理技術検定「第一次検定」の合格者
 - ④ 令和2年度2級建築施工管理技術検定「学科・実地」受験申込の学科試験合格者
- ↳④の方へは専用願書を送付済みです。

21. 「第一次検定のみ受検」の申し込みについて

第一次検定のみ受検申込できるのは、次の受検資格に該当する方です。

《**第一次検定のみ受検申込を行う場合には、この願書では申し込みできません**》

「第一次検定のみ受検」受検資格

試験実施年度において満17歳以上の者(今年度は、誕生日が平成17年4月1日以前の方が該当します)